

三木市記者発表資料 (令和3年4月23日発表)		
担当部課名	担当長	電話番号
新型コロナウイルス対策本部事務局	総合政策部危機管理課長 山本隆之 健康福祉部健康増進課長 後藤洋子 ワクチン接種対策室長 岩瀬文彦	0794-82-2000 (内線 2430) (内線 715-101) (内線 715-121)

タイトル
緊急事態宣言発令に伴う市内公共施設の利用について ～感染防止対策を強化します～
内容
<p>4月23日に政府が兵庫県を含む4都府県を対象とした緊急事態宣言を発令が決定しました。これを受け、三木市では4月23日午後5時30分から第59回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、県の対策に基づき市の対策について協議を行い、以下の通り決定しました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 期 間 令和3年4月25日(日)から5月11日(火)まで (今後の感染者の状況により変更する場合があります)</p> <p>2 市の対策について</p> <p>(1) 公共施設・社会教育施設等(各施設の対応状況は別表のとおり) 屋内、屋外とも原則的に閉鎖する。</p> <p>(2) 市立公民館の閉館に伴い、三木市地域ふれあいバスを(口吉川線・別所線・自由が丘線・細川線)運休する。</p> <p>(3) 市職員の勤務体制 テレワークや時差出勤等の継続による出勤者の削減を図り、人と人との接触機会を減らす。 ただし、令和3年4月採用の新任職員は、対象外とする。</p>
セールスポイント
<p>兵庫県内で新規感染者が拡大傾向にあること、また、医療提供も体制も危機的状況にあることから、県が政府に対して緊急事態宣言の発出を要請され、23日に政府が緊急事態宣言の発令を決定されました。</p> <p>市としましては、兵庫県の対処方針に基づき、原則、公共施設の閉鎖を行うなどの感染防止対策を講じることにより、新規感染者数の減少を図ります。</p>